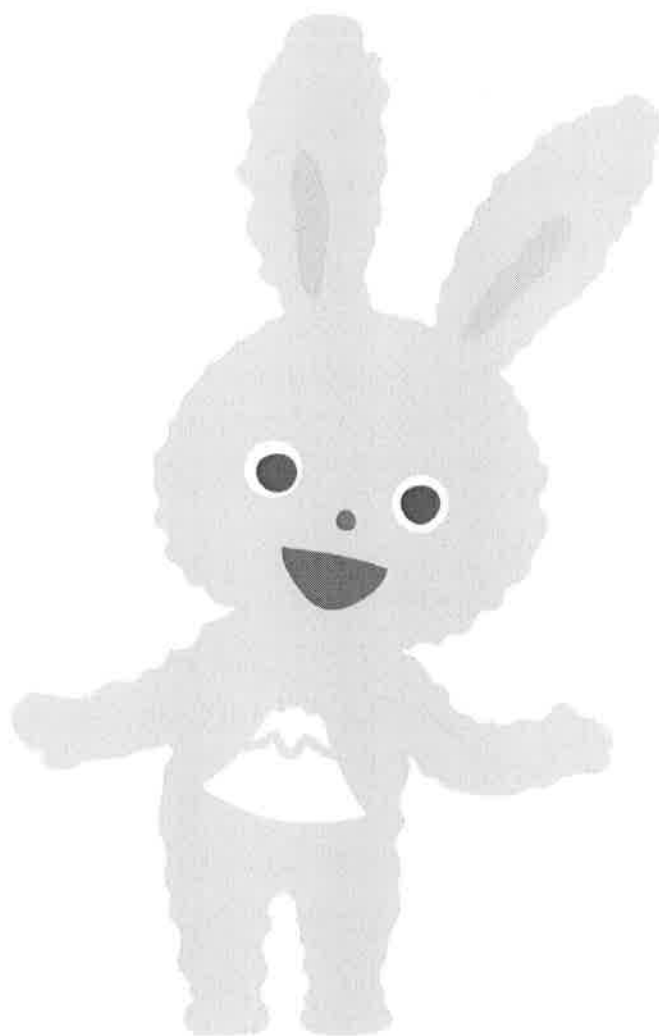


富士吉田市 子育てサービスガイド

～令和7年度版～



子育てを迎える方々や子育て真っ最中の方々の応援をしています。
この冊子は富士吉田市の子育て情報が載っていますので、ぜひご覧ください。

富士吉田市福祉ホール・子育て支援センター



市役所の向かいに【富士吉田市福祉ホール・子育て支援センター】があります。親子で遊べる『つどいの広場にじいろ』や、妊婦さん・産後ママや赤ちゃんを対象とした『産前産後ケアルームひだまり』、勉強スペースの学習室もあります。

また、保健師や看護師・保育士がおりますので、子育ての悩みにも対応します。子育て中のパパママの交流もできる場所ですので、お子さんと一緒に気軽にお越しください♪



1F

◎こども家庭センター…月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分

◎子育て支援課…月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

◎つどいの広場『にじいろ』…小さなお子さんでも安心して遊ばせることができます。

開設日◆月～土曜日(祝日、年末年始を除く) 時間◆午前10時00分～午後3時00分

対象◆0～3歳までの親子(未就園児)

◎調理室…サークル活動や食育教室などにご利用できます。(飲食可)

2F

◎産前産後ケアルームひだまり…妊娠中の体の変化、赤ちゃんの体重や発育、育児など、助産師・看護師が寄り添います。

●相談室…お子さんの成長などについて専門相談ができます。

●交流ルーム…遊びを通じてお子さんの発達を促す教室、親子のふれあいの場、親子同士の交流等を行う為のお部屋です。

開設日◆月～土曜日(祝日、年末年始を除く) 時間◆午前8時30分～午後5時00分

対象◆妊婦さん・産後ママと1歳の誕生日までの赤ちゃん

◎点字図書室・録音室…点字図書を利用されたい方や点訳・音訳ボランティアのみなさんのお部屋です。

◎情報掲載ボード…子育てに関する情報を掲載しています。

3F

◎ファミリーサポートセンター…子育てを手伝ってほしい方と子育てのお手伝いをしたい方との橋渡しをします。(会員制)

開設日◆月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 時間◆午前8時30分～午後5時15分

◎みんなの部屋…おもちゃ図書館、すこやか相談室などのお部屋です。

◎多目的ホール…研修会やイベント、自由遊びなどができる広いホールです。卓球もできます！

◎学習室と3F ホール…小・中学生・高校生などが利用できる勉強スペースです。
3F ホールは飲食が可能な「くつろぎ」スペースです。

※状況により、利用人数制限や開館時間などが変更になることがあります。

施設概要

所在地：下吉田七丁目29番19号

開館時間：平日 午前8:30～午後7:00

土曜日 午前8:30～午後6:00

休館日：日曜、祝日、第1土曜日

12月29日～1月3日



もくじ

●妊娠おめでとうございます・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○母子健康手帳の交付 ○母性健康管理指導事項連絡カード	
○やまなし思いやりパーキング制度	
●健診・検査費用の助成について・・・・・・・・・・・・	5
○妊婦健康診査受診票・追加検査受診票 ○妊婦歯科検診受診票	
○新生児聴覚検査受診票 ○産婦健康診査受診票 ○乳児一般健康診査受診票	
●妊婦のための支援給付事業について・・・・・・・・・・	6
●妊娠中に利用・申請できるサービス・・・・・・・・・・	7
○母親学級 ○ホームスタート産前産後支援事業	
○産前産後電話相談 ○産前産後ケア事業（宿泊型ケア、日帰り型ケア）	
●ご出産おめでとうございます！・・・・・・・・・・・・	10
○出生届 ○出生連絡票	
○児童手当 ○子育て応援医療費助成金制度	
○出産育児一時金 ○新生児・乳児の家庭訪問	
●健康診査を受けましょう・・・・・・・・・・・・・・・・	13
○市に来て受ける健診 ○医療機関で受ける健診	
●予防接種について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
○定期予防接種について ○助成がある予防接種について	
●子育て支援サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
○羽田ブックプレゼント事業 ○ホームスタート ○やまなし子育て応援カード	
○ファーストスプーン贈呈事業 ○制服バトンタッチ ○よしだこども食堂	
○ファミリー・サポート・センター ○離乳食教室 ○栄養相談・栄養指導	
●親子で遊びにでかけよう！・・・・・・・・・・・・・・	20
○つどいの広場・子育てサークル ○子育てサロン支援	
○保育園に遊びに行きませんか？ ○市立図書館	
●保育園・幼稚園等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
●保育園について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23

- 病児保育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 一時預かり事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

- 放課後児童クラブについて・・・・・・・・・・・・・・ 26

- 相談事業のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

- ＜思春期～就学までの相談＞
 - 妊娠相談ほっとライン事業
 - 妊産婦健康相談
 - 育児相談
 - すこやか相談
 - すこやか教室
 - 子育てスキルアップ教室
 - 家庭児童相談
 - 女性相談
 - ＜就学の時～中学卒業までの相談＞
 - 就学相談
 - 教育相談
 - 山梨県立ふじざくら支援学校
 - ＜具合が悪くて困ったときの相談＞
 - 小児救急医療電話相談シャープ8000
 - ＜病気や遺伝的障がいのある時などの相談＞
 - 小児慢性特定疾病等自立支援事業
 - 遺伝等母子保健専門相談
 - ＜育児負担を感じた時、虐待を疑った時の相談＞
 - 山梨県都留児童相談所
 - 児童相談所虐待対応ダイヤル

- 妊娠をご希望されている方の助成・・・・・・・・・・ 32

- 子宝応援医療費助成事業（不妊治療助成）
- 不妊に悩む方への特定治療支援事業（山梨県）
- 不育症検査費（先進医療）助成事業（山梨県）
- 山梨県不妊治療費（先進医療）助成事業（山梨県）
- 不育症治療費助成事業（山梨県）

- 病気のお子様、体が不自由なお子様のために・・・・・・・・ 35

- 特別児童扶養手当
- 障害児福祉手当
- 自立支援医療（育成医療）
- 養育医療
- 小児慢性特定疾病医療費助成制度
- ことばと発達のサポートルーム「ほっと」
- 山梨県立ふじざくら支援学校
- 社会福祉協議会（おもちゃ図書館）
- 富士・東部口腔保健センター
- 富士・東部医療的ケア児支援センター
- サテライト

- ひとり親世帯の子育て支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

- 児童扶養手当
- ひとり親家庭医療費助成制度
- 自立支援教育訓練給付事業
- 高等職業訓練促進給付事業
- 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付
- 山梨県国家資格等取得応援給付金

- 急病のときに！！・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

- 小児初期救急医療センター
- 富士・東部口腔保健センター

* このサービスガイドには、
令和7年4月1日現在の情報が掲載されています。



妊娠おめでとうございます！！

●母子健康手帳の交付

医療機関で赤ちゃんの心拍が確認されたら、妊娠 11 週までに妊娠届出の手続きをして母子健康手帳の交付を受けましょう。母子健康手帳は、お母さんと赤ちゃんの健康状態を記録する大切な手帳です。健診や予防接種の時にも必要となりますので大切に保管して活用しましょう。

また、妊婦時から赤ちゃんが小学校以降になるまでの記録や災害時の心得、役立つ情報がたくさん記載されていますので母子手帳をじっくり読んでみましょう。

<申請場所>

市役所 こども家庭センター（子育て支援センター1 階）



<時 間>9 時～11 時

13 時～16 時 ※水曜日のみ 18 時まで

<事前予約制>インターネット（予約締切…前日の正午）・電話

申し込みはこちら

<持ち物>

- ・妊娠届出書（医療機関で配布）

※近隣の医療機関以外では妊娠届出書の交付はありません。

市役所ホームページより、事前に妊娠届出書を印刷していただき

医療機関にて妊娠証明を記載してもらった上で、ご持参をお願いします。

<交付日程>

4	5	6	7
APRIL 2025	MAY 2025	JUNE 2025	JULY 2025
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5	1 2 3	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5
6 7 8 9 10 11 12	4 5 6 7 8 9 10	8 9 10 11 12 13 14	6 7 8 9 10 11 12
13 14 15 16 17 18 19	11 12 13 14 15 16 17	15 16 17 18 19 20 21	13 14 15 16 17 18 19
20 21 22 23 24 25 26	18 19 20 21 22 23 24	22 23 24 25 26 27 28	20 21 22 23 24 25 26
27 28 29 30	25 26 27 28 29 30 31	29 30	27 28 29 30 31
8	9	10	11
AUGUST 2025	SEPTEMBER 2025	OCTOBER 2025	NOVEMBER 2025
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1 2	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4	1
3 4 5 6 7 8 9	7 8 9 10 11 12 13	5 6 7 8 9 10 11	2 3 4 5 6 7 8
10 11 12 13 14 15 16	14 15 16 17 18 19 20	12 13 14 15 16 17 18	9 10 11 12 13 14 15
17 18 19 20 21 22 23	21 22 23 24 25 26 27	19 20 21 22 23 24 25	16 17 18 19 20 21 22
24 25 26 27 28 29 30	28 29 30	26 27 28 29 30 31	23 24 25 26 27 28 29
31			30
12	1	2	3
DECEMBER 2025	JANUARY 2026	FEBRUARY 2026	MARCH 2026
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5 6	1 2 3	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7
7 8 9 10 11 12 13	4 5 6 7 8 9 10	8 9 10 11 12 13 14	8 9 10 11 12 13 14
14 15 16 17 18 19 20	11 12 13 14 15 16 17	15 16 17 18 19 20 21	15 16 17 18 19 20 21
21 22 23 24 25 26 27	18 19 20 21 22 23 24	22 23 24 25 26 27 28	22 23 24 25 26 27 28
28 29 30 31	25 26 27 28 29 30 31		29 30 31

※英語・ポルトガル語・スペイン語・タガログ語・中国語・韓国語・その他言語の母子健康手帳をご用意しています。※

英語

An English version of the Maternity Health Handbook is available.

ポルトガル語

Nós preparamos o livro de registro de maternidade (Boshi Kenko Techo) português.

スペイン語

Nosotros preparamos para el libro de registro de maternidad (Boshi Kenko Techo) Español.

中国語

手续服务台提供中文版“母子手册”，请利用。

韓国語

한국어로 된 보시(母子)수첩이 있으니, 이용해 주시기 바랍니다.

●**母性健康管理指導事項連絡カード**

主治医が診察の結果、妊娠中の働く女性の健康管理に必要なだと判断した措置を職場に連絡するものです。主治医が必要な措置を記入して妊婦さん本人が職場に提出すれば、「勤務時間の短縮」「負担の大きい作業の制限」「休憩を取る」などの措置を受けることができます。

カードは母子健康手帳に記載されている URL よりダウンロード可能です。また、妊娠届でお渡しした一式の中に入っています。カードを活用して、母体と胎児の健康を守りながら仕事をしましょう。

●**やまなし思いやりパーキング制度**

母子健康手帳交付日から出産後 1 年 6 ヶ月まで（多胎児の方は出産後 3 年まで）の妊産婦さんを対象に、県立施設、県内の店舗等で安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度です。「思いやり駐車区画」の案内標示がある駐車場で利用できます。利用者証の交付を受けるためにはこども家庭センターで申請が必要です。

※出産後は、1 歳 6 ヶ月以下のお子さんと同伴の場合に限ります。

※多胎児の方はお子さんが 3 歳になるまでご利用いただけます。



▲問い合わせ先

こども家庭センター

22-1632（直通）

健診・検査費用の助成について

妊娠中や出産後はホルモンバランスや環境の変化などから、からだに様々な変化が起こりやすいと言われています。自覚症状がなく順調にみえてもトラブルが隠れていることがあります。妊産婦健診は、お母さんと赤ちゃんを守る大切な健康チェックの機会です。受診票を使用して定期的に健診を受けましょう。

※注意事項

・里帰り出産等、山梨県外で受診する予定のある方は、お手続きが必要になりますので母子手帳発行時にお申し出ください。

●母子手帳発行時にお渡しする受診券

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ○妊婦一般健康診査受診票・・・14枚 | ○新生児聴覚検査受診票・・・1枚 |
| ○追加検査受診票①～⑥・・・6枚 | ○産婦健康診査受診票・・・2枚 |
| ○妊婦歯科検診受診票・・・1枚 | ○乳児一般健康診査受診票・・・2枚 |

●妊婦一般健康診査受診票・追加検査受診票①～⑥

妊婦健診の費用を、6,000円を上限に助成します。妊娠期の健診時に1枚ずつ使用してください。主治医と相談して使用してください。母子手帳交付後の妊婦健診でご利用いただけます。なお追加検査の検査時期につきましてはかかりつけの医師とご相談ください。

●妊婦歯科検診受診票

妊娠期の歯科検診費用を助成します。妊娠期は歯周病になりやすく、歯周病は早産や生まれてきたお子さんのむし歯の原因になります。

妊娠中に必ず歯科検診を受診しましょう。助成期間は妊娠～出産までの間ですが、妊娠16週から23週が推奨期間になります。

●新生児聴覚検査受診票

生まれたお子さんが生後2～3日頃に産院で受ける聴覚検査の費用を、3,000円を上限に助成します。出産で入院する時に、母子手帳とともに受診票を持参してください。新生児聴覚検査を受け先天性難聴の早期発見ができることで、早期治療が可能になります。お子さんの将来の健やかな言葉の発達のための第一歩として新生児聴覚検査は必ず受けましょう。

●産婦健康診査受診票

出産後おおむね2週間後及び1ヶ月の時期に、産院で受ける産婦健診の費用を、5,000円を上限に助成します。産後10～15%の産婦さんが産後うつにかかると言われています。産婦健診を受けて、体だけでなく心の状態もチェックしましょう。

▲申し込み・問い合わせ先
こども家庭センター
22-1632（直通）

●乳児一般健康診査受診票

1歳になる2日前までの期間、産院や小児科で受ける乳児健診費用について2回分助成します。

1枚目は生後1ヶ月～7ヶ月の間、2枚目は生後9～11ヶ月の間に使用しましょう。お子さんの成長を確認する大切な健診になりますので、必ず受診するようにしましょう。

▲申し込み・問い合わせ先
こども家庭センター
22-1632（直通）

妊婦のための支援給付事業について

全ての妊婦が安心して出産を迎えられるよう妊婦のための支援給付、相談支援を行います。

●妊婦のための支援給付（経済的支援）

対象者：妊娠届出・出産をした方

他の市町村で同様の給付を受けておらず、市の担当者と面談をした方

※申請書は妊娠届出時・出生届出時にお渡しします。

給付額：1回目 妊婦に対して5万円

2回目 胎児1人当たり5万円

●伴走型相談支援

妊娠期から、出産、産後、育児期といった各段階に応じて、全ての妊婦や子育て家庭に寄り添った切れ目のない支援を実施します。電話や来所、訪問でも相談を受け付けています。

事業の流れ

	妊娠届出時	妊娠8ヶ月頃	出生届出後（赤ちゃん訪問時）
経済的支援	1回目の給付		2回目の給付
伴走型相談支援	来庁日をネット予約し、病院から発行された妊娠届出書を持参し、来庁してください。保健師や助産師と面談を行います。	妊娠8ヶ月頃の方を対象に市よりアンケートの送付をします。インターネット上でアンケートの回答をしてください。面談希望の方は、再度保健師または助産師から電話連絡を行い、日程調整後に面談します。	生後2ヶ月ごろ赤ちゃん訪問を行います。赤ちゃんの成長・発達の確認や産婦さんの体調確認を行ったり、サービスの説明などを行ったりします。

▲申し込み・問い合わせ先
こども家庭センター
22-1632（直通）

妊娠中に利用・申請できるサービス

●母親学級・両親学級

妊娠期の過ごし方・出産・育児について、参加者同士で楽しく学びましょう。ママ友作りのきっかけにもなります。(クラスの詳細は、ホームページや子育てLINEなどをご覧ください)

＜日時＞ 広報・市のホームページ・子育てLINE 参照

＜対象＞ 市内在住の妊婦さんとそのご家族

※初妊婦さんはもちろん、第2子以降の妊婦さんもぜひご参加ください。

＜持ち物等＞ 母子健康手帳、筆記用具、タオル、飲み物、運動ができる服装（上履きは不要）、母子手帳発行時配布した冊子（マイナス1歳からはじめる丈夫な歯育て、マタニティ食事レッスン）

＜内容＞ 妊娠中に必要な栄養の話、歯科保健指導、マタニティビクスで体を動かします。出産時期の近い妊婦さんが集まるので交流を深めることができます。

▲申し込み・問い合わせ先
こども家庭センター
22-1632（直通）

●ホームスタート産前産後支援事業（妊婦さんへの訪問支援）

様々な心身の変化が起こる妊娠期の不安や心配事に寄り添いながら共に過ごす伴奏型の支援です。研修を受けたホームビジターが週1回、2時間程度訪問し寄り添いながら傾聴（気持ちを受け止めながら話を聞く）や協働（一緒に出産の準備や健診・散歩に行く）等の活動をします。少しでも安心して出産が迎えられるよう隣で応援させていただきます。一緒に出産準備をしたり受診をしたり、お散歩に行くこともできます。基本のホームスタート同様に利用料は無料です。お気軽にお問い合わせください。

▲申し込み・問い合わせ先
ホームスタート・ふわっと
23-8994（平日10：00～16：00）

●妊産婦こころの健康相談（県委託事業）

あなた自身やご家族の様子に気になることがあったらお気軽にご相談ください。妊娠中・産後の方が対象で、心の専門家が対面でゆっくりお話を聞いてくださいます。料金は無料、相談内容や個人情報は守られます。

※実施場所は産前産後ケアセンターママの里となります。

▲申し込み・問い合わせ先
こども家庭センター
22-1632（直通）

●産前産後電話相談（県委託事業）

電話相談窓口を産前産後ケアセンターに設置し、妊娠中や出産後の体や心のこと、育児（3歳児程度まで）に関する悩みなどについて24時間365日助産師が対応します。利用料金は無料で、通話料のみ利用者負担となります。ご家族からの相談も可能です。

※多くの方のご相談を受けるため、1回の相談時間は、15～20分を目安に行っています。

電話番号：055-269-8110

●産前産後ケア事業

産後のことが心配、日々の育児や家事に疲れてしまった、ちゃんと育児できているのか心配、育児を手伝ってくれる人がいないなど、産後の生活に不安を抱えていませんか？産前産後ケアでは、助産師からのアドバイスを受けたり、同時期に出産された産婦さんとの交流なども行ったりすることで、育児の不安を軽減したり、お母さんの心身を休ませたりすることができます。ひだまりでは授乳の合間に専門職にお子さんを預けてゆっくり休むこともできます。

○宿泊型ケア（産前産後ケアセンターママの里）

対象は産後4ヶ月までの母親とその乳児です。宿泊しながら、母親のケアと育児に関する相談・指導等の支援を助産師等が提供する事業です。また、休息や不安・悩みを抱える母親同士の交流を図れるため、安心感も得られます。

ご利用にあたりましては、事前に申請が必要です。ご利用、申請については問合せ先までもいつでもお気軽にご連絡下さい。お問合せは産婦さんからだけでなく、ご家族の方から也大歓迎です。

<利用対象>

- ・市内に住民票のある産後4ヶ月までの母と子
- ・子育てに不安や心配事がある方
- ・市民税等の滞納がない方

<事業内容>ホームページをご確認ください。

<料金(自己負担額)> 1泊2食 3,600円 昼食代(別にかかります)

<実施施設>

健康科学大学産前産後ケアセンター ママの里 055-268-3575 (FAX 055-268-3538)

笛吹市石和町窪中島 587-112 石和温泉駅から車で5分

▲申し込み・問い合わせ先
こども家庭センター
22-1632 (直通)

○日帰り型ケア（産前産後ケアルームひだまり）

産前産後ケアルーム「ひだまり」は、市内在住の妊婦さん、産後のママと生後1歳までの赤ちゃん、ご家族に気軽にお越しいただき、体を休めたり、育児の不安を解消したり、ママ友作りの場として楽しんでいただく場所になります。

- ＜利用対象＞ ・市内在住の妊婦さん、産後のママ
・生後1歳までの赤ちゃん、ご家族

＜場 所＞子育て支援センター2階

＜日 時＞

月～土曜日 8:30～17:00

（第1土曜日、日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く）

＜持 ち 物＞ 母子健康手帳、バスタオル、ミルク・オムツ等赤ちゃんに必要なもの

※原則として事前予約制となりますので、利用希望の方は連絡をお願いいたします。

＜事業内容＞

・ごろごろルーム（休息）

妊婦さんや産後のママが自由にゆっくりお休みできるお部屋があります。ママがお休みしている間、赤ちゃんはスタッフが預かりすることも出来ます。授乳の時にはお連れしますので、ゆっくり体を休めてください。産後の不眠や疲れが溜まった時にはぜひご利用下さい。

※原則として産後6ヶ月未満までの利用となります

・相談

妊娠中の体の変化、赤ちゃんの体重や発育、育児や母乳のことなど、ママ達のお悩みに助産師・看護師が寄り添います。いつでもお気軽にお越し下さい。

※母乳のトラブルの際、状態をみて授乳の方法やセルフケアのアドバイスを行います。マッサージは行えませんのでご了承ください。病院や助産院を紹介します。

・沐浴指導

肌トラブルの少ない「あわあわ沐浴法」をパパ・おじいちゃん・おばあちゃんが一緒に勉強したい、退院後お家でうまく沐浴が出来ない、スキンケアの方法が不安、湿疹ができてしまったなど、希望やお悩みに応じて沐浴指導をおこなっています。

・交流・教室

ご家族みんなで過ごしたり、ママ友とお話してみんなで情報交換をしたり、一緒に赤ちゃんとお過ごす場所を提供しています。また参加費無料で毎月教室の開催もしています。毎月の予定は富士吉田市のホームページをご覧ください。

▲問い合わせ先

産前産後ケアルーム ひだまり

25-6681（直通）

ご出産おめでとうございます！

●出生届

＜届出期間＞ 生まれた日を含めて 14 日以内

(14 日目が届出地市区町村役場の休日に当たるときは、その休日の翌日が出生届の期間の末日になります。)

＜持ち物＞ ①出生届 (用紙の右側は出生証明書です)

②母子健康手帳

③届出人の本人確認書類 (確認させていただく場合があります)

- ・届出は所在地、本籍地、出生地で可能です。
- ・休日・時間外に届出をされた方は、後日、届出された市区町村役場にて母子手帳への証明を受けて下さい。(当市の場合は市民課窓口にお越しください。)
- ・出生届の届出人は、原則として子の父または母です。届出人が署名したあと届出書を持参する方は親族、その他の方でもかまいません。
- ・外国籍の方は上記に加えて、パスポート・婚姻証明書及びそれぞれの日本語訳文、在留カードが必要です。

▲問い合わせ先

市民課 窓口戸籍担当

22-1111 内線 145・149

●出生連絡票

妊娠届出の際にお渡しした綴りの中にあるので、内容を記入してこども家庭センターに提出してください。生まれたときの体重や相談内容などが、新生児・乳児家庭訪問に伺う際の参考になります。記入漏れのないようお願いします。

注意：里帰り等で、当市以外に出生届を出す場合も、出生連絡票は当市のこども家庭センターに提出してください。

▲問い合わせ先

こども家庭センター 22-1632 (直通)

●児童手当 (出生届の際に申請してください)

18 歳に到達後の最初の 3 月 31 日までのお子様を養育する家庭に支給されます。児童手当の支給は、申請のあった翌月分から開始されます。遡って受け取ることができませんので、必ず出生翌日から 15 日以内に申請をして下さい。

＜持ち物＞ ①申請者名義の通帳

③申請者および配偶者のマイナンバーが確認できるもの

④窓口に来る方の本人確認書類

▲問い合わせ先

こども家庭センター 22-5155 (直通)

注意

申請者…父母のうち所得が高い方となります。

●子育て応援医療費助成金制度

お子さんにかかる医療費（保険適用分）を助成します。出生届の際に申請していただき「子育て応援医療費助成金受給資格者証」（ピンク色）を交付します。必ず手続きをしましょう。

＜持ち物＞①お子さんの健康保険資格確認書類（マイナ保険証確認画面・資格確認書 など）
②保護者名義の通帳

【対象年齢】 0歳～18歳に到達した最初の3月31日まで

※ただし、婚姻している方、就労により保護者等の扶養から外れた方は除く

【助成内容】入院または通院（医科、歯科、処方箋薬剤など）における保険診療分の自己負担分、入院時食事療養費（令和6年4月以降に入院した時の食事代の自己負担分）が助成されます。

【利用方法】

1、県内の医療機関を受診した場合

（一部を除いて、医療機関での窓口支払いは必要ありません）

「子育て応援医療費受給資格者証」と「マイナ保険証など」の両方を提示し受診してください。

2、県外医療機関及び窓口無料化ではない医療機関で受診した場合、あるいはマイナ保険証など・受給資格者証を提示しなかった場合

（翌月以降～2年以内に子育て支援センターで申請）

①助成金支給申請書はお子様お一人につき「月ごと」「医療機関ごと」「外来・入院ごと」に1枚ずつ記入してください。なお、助成金支給申請書はホームページからダウンロードするかこども家庭センターにおいてあります。

②助成金支給申請書は「申請者記入欄」また領収書に保険点数がない場合は「医療機関等記入欄」にも証明を受けていただき、領収書を添付して提出してください。

③申請は受診月当月の受付はできません。また受診日の翌月10日から2年を経過したものは受けられませんのでご注意下さい。

＜申請の持ち物＞①子育て応援医療費助成金支給申請書 ②領収書 ③マイナ保険証など
④子育て応援医療費助成金受給資格者証

注意

* 国民健康保険組合（山梨県医師国保・全国歯科医師国保・全国土木建築国保・中央建設国保を除く）の保険証の方はどの医療機関でも窓口無料化にはなりませんので「利用方法2」で市に申請をして下さい。

* 園や学校でのけが等で、初診から治療までの医療費（保険適用分）の自己負担分（3割）の合計が1,500円以上（就学前は2割の合計が1,000円以上）のものについては、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象となります。一旦、医療費の自己負担分を医療機関に自費で支払っていただき、通っている園・学校へ申請して下さい。

* その他の注意事項等について交付の際にお渡しするリーフレットを必ずお読み下さい

★あわてて病院に行く前に・・・

ウェブサイト「子どもの救急」や小児救急電話相談「#8000」をご活用ください。

▲問い合わせ先

こども家庭センター 22-5155（直通）

●出産育児一時金

健康保険（国民健康保険や社会保険など）に加入している被保険者の方が出産したときは、出産育児一時金として50万円が支給されます。ただし、産科医療補償制度に加入していない医療機関や海外での出産などの場合は、支給額が48万8千円となります。

※原則、出産の日に資格を有する健康保険より支給されます。但し、国民健康保険加入前に全国健康保険協会、各種健康保険組合、共済組合等に1年以上加入していた方が、資格喪失（退職日の翌日）から半年以内に分娩した場合、国民健康保険か資格喪失（退職）前の健康保険のいずれかを選択することが出来ます。（併用はできません。）

かかった出産費用に出産育児一時金を充てることができるよう、出産する医療機関と「出産育児一時金の医療機関直接支払い制度」に合意することにより、医療保険者（保険証を発行している機関）から医療機関に直接支払われるので、まとまった出産費用を事前に用意する必要がありません。

【こんなときは】

○出産費用が50万円又は48万8千円を超えた場合

・・・超えた分を医療機関へお支払いください。

○出産費用が50万円又は48万8千円未満の場合

・・・医療保険者へ支給申請していただくと差額分が支給されます。

○被保険者が出産育児一時金の医療機関直接支払い制度を望まない場合

・・・出産費用を医療機関へお支払いいただき、医療保険者へ支給申請していただくと50万円又は48万8千円が支給されます。

○流産や死産の場合

・・・妊娠12週（85日）以降は通常の出産と同じ扱いで50万円又は48万8千円が支給されます。ただし、妊娠22週（155日）未満の場合は産科医療保障制度加入医療機関であっても48万8千円の支給となります。

○双子など多胎の出産の場合

・・・生まれた子どもの人数分が支給されます。

※申請方法や詳細につきましては、ご加入の医療保険者（担当窓口）又は出産される医療機関などへご確認ください。

▲問い合わせ先

＜ 国民健康保険の方 ＞

市民課 国保担当

22-1111 内線 171

＜ その他の健康保険の方 ＞

ご加入の健康保険へ

●新生児・乳児の家庭訪問（こんにちは赤ちゃん）

市の4か月乳児健診までの間に、全家庭の赤ちゃん訪問を行っております。訪問では、保健師・助産師・看護師が、お子様・保護者の様子や、子育ての状況をお伺いすることで、これからの子育てを安心して行えるようお手伝いしていきます。また、子育てに関する情報の提供もしております。体のこと、子育てのことなど、心配なことは遠慮なくご相談ください。

▲問い合わせ先

こども家庭センター 22-1632（直通）

乳幼児健康診査のご案内

乳幼児健康診査は、時期に応じて発育発達の確認や、病気の発見だけでなく、保護者の方の育児の心配事についての相談もお受けします。離乳食やむし歯予防など、それぞれの時期に必要な情報も提供しています。乳幼児健診を受診して、すこやかな成長を見守りましょう。

予定日より早めに出産してしまった、病院を受診しているので皆がいるところにはちょっと・・・というお子さんも、地区担当の保健師が個別対応することができますので、お気軽にご相談下さい。

● 市に来て受ける健診

＜日 程＞ ホームページ・子育てLINEに掲載されている年間日程や、毎月の広報で確認をお願いします。個別通知は送付しておりません。
指定日に都合のつかない場合は、必ず事前にご連絡をお願いします。

＜受付時間＞ 13:00～14:05

（受付時間は個人で異なります。ホームページ・子育てLINEをご覧ください）

＜会 場＞ 子育て支援センター

【注意】・駐車場は、子育て支援センター第二駐車場・市役所中庭をご利用ください。
・会場や時間の変更がある場合、対象児の保護者へご連絡いたします。

● 医療機関で受ける健診

妊娠届出時に発行している「乳児一般健康診査受診票」を使用し健診を受けましょう。

＜有効期間＞ 1歳の誕生日の前々日

＜推奨受診期間＞ 1回目・・・乳児期前期～中期（1ヶ月～7ヵ月）

母乳・ミルクが飲めているか、身体の異常はないか等を確認します。

2回目・・・乳児期後期（9～11ヶ月）

1歳前につたい歩き・つかまり立ち等の発達・発育の確認を行います。

＜使用できる医療機関＞

医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号
富士吉田市立病院	22-4111	つゆきこどもクリニック	24-8300
山梨赤十字病院	72-2222	ことぶき診療所	22-9011
吉田医院	22-0142	富士ニコニコクリニック	72-3370
鈴木医院	23-7075	渡辺医院	72-2835
加賀谷医院	28-7677	いしはらクリニック	72-5666
羽田レディースクリニック	30-0311		

※上記以外の市外の医療機関で受診する予定の方は各自病院へお問い合わせください。

（山梨県外の医療機関では使用できません。）

※必ず事前に電話予約をしてから受診をしてください。

（医療機関によっては決まった月齢のみしか使用できないところもあります。）

- 健診を受ける時期は下の表を参考にしてください。

出生	市に来て受ける健診	医療機関で受ける健診	
3ヶ月	< 4ヵ月乳児健診 > 首のすわりや足の開きなど発育や発達を確認する最初の時期です。育児上の不安や予防接種、離乳食の始め方なども相談できます。	<1ヶ月健診> 母乳・ミルクがきちんと飲めているか、身体の異常がないかを確認しましょう。 <6・7ヶ月健診> 寝返りやお座りができるようになります。	どちらかの健診で乳児一般健康診査受診票1回目を使用 ※1回は自費での受診となります。
9ヶ月	< 9ヵ月児 歯と離乳食の相談会 > 歯が生え始め、歯磨きの方法に悩んだり、離乳食が3回食になる時期です。身体測定に加え、育児・授乳相談、栄養士による離乳食相談、歯科衛生士による歯科相談ができます。	<9～11ヶ月健診> つかまり立ち・つたい歩き等の発達発育の確認をしましょう。	
1歳	< 1歳6ヵ月健診 > (1歳7ヵ月) 歩行がしっかりしてきたり、単語が出てくる大切な時期の健診です。歯科診察もあり、発育発達の確認や育児相談ができます	※乳児一般健康診査受診票は県外の医療機関では使用できません。	
2歳	【 2歳児歯とこころの相談 】(2歳5ヵ月) 2語文が出てきたり自己主張が出てくる時期です。お子様の対応や歯の手入れなど専門のスタッフに相談できます。家族みなでお口の健康を守るため保護者の方も歯科健診を行います。		
3歳	< 3歳児健診 > (3歳6ヵ月) 言葉が上手になって感情の発達がめざましい時期です。発達検査や視力・聴力検査、尿検査などもあり市で行う最後の健診です。発育発達の確認のため是非受けましょう。	▲問い合わせ先 こども家庭センター 22-1632 (直通)	

予防接種について

予防接種は、多くの病気の流行防止に大きな役割を果たしてきました。お子様を感染性の病気から守り、病気の流行や蔓延を防ぐためにも、忘れずに接種することをお奨めします。

【 定期予防接種について 】

定期予防接種とは、予防接種法によって対象者及び接種期間などが定められた予防接種です。予防接種の目的、副反応の可能性(予防接種と子どもの健康参照)および予防接種健康被害救済制度(後述)についてご理解いただき、体調のよい時に接種しましょう。予防接種を安全に実施するためにも、保護者の方がかかりつけ医と相談してきちんとスケジュールを管理して接種しましょう。

ワクチン名	予防できる感染症	接種開始時期(目安)	接種回数
ロタリックス	ロタウイルス	生後2か月	2回
ロタテック		生後2か月	3回
ヒブ(Hib)	ヒブによる細菌性髄膜炎など	生後2か月 (5種混合未接種者)	開始年・月齢で回数が変わります。
4種混合 (DPT-IPV)	ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ(小児まひ)	生後2か月 (5種混合未接種者)	4回
5種混合 (DPT-IPV-Hib)	ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ(小児まひ)・ヒブ	生後2か月 (ヒブ・4種混合未接種者)	4回
小児肺炎球菌	肺炎球菌による細菌性髄膜炎など	生後2か月	開始年・月齢で回数が変わります。
B型肝炎	B型肝炎	生後2か月	3回
BCG	結核	生後5～8か月	1回
麻しん・風しん (MR)混合	麻しん(はしか)・ 風しん(三日ばしか)	1歳になったらすぐに	1回(1期)
		年長さんになったらすぐに	1回(2期)
水痘	水ぼうそう	1歳になったら	2回
日本脳炎	日本脳炎	3歳	3回(1期)
		小学校4年生～	1回(2期)
2種混合(DT)	ジフテリア・破傷風	小学校6年生～	1回
HPV	ヒトパピローマウイルス	中学校1年生～※女性のみ	3回

令和6年4月より、ヒブと4種混合は5種混合に変わりましたが、過去にどちらかのワクチンを接種したことがあれば、原則同一ワクチンで接種を完了します。

○接種料金: 指定医療機関にて接種した場合は、無料

○接種場所: 指定医療機関 (出生届時にお渡ししました予防接種セットをご確認ください)

○接種に必要なもの: ①母子健康手帳(お忘れの場合、接種できません)

②予防接種予診票(市より、出生届時にお渡ししています。)

※MR2期、日本脳炎2期、DT、HPV は接種開始時期前に郵送します。

③現住所が確認できる本人確認書類(マイナンバーカード等)

* 詳しくは、出生届時にお渡ししました予防接種予診票セットをご覧ください。

【 助成がある任意予防接種について 】

任意予防接種とは、保護者の希望や医師の判断により行う予防接種です。下記のお子さんの任意予防接種についてその費用の一部を助成しています。

○接 種 場 所: 指定医療機関

○接種に必要なもの: ①母子健康手帳(お忘れの場合、接種できません)

②予防接種予診票(指定医療機関窓口を用意してあります。)

③現住所が確認できる本人確認書類(マイナンバーカード等)

○接 種 料 金: 接種金額から助成額を引いた金額については自己負担

①おたふくかぜワクチン

対 象 年 齢	回数	助成額
満1歳(2歳誕生日前日まで)	1 回	3,000 円
小学校入学前(年長児)	1 回	3,000 円

※過去におたふくかぜワクチンを2回接種した方、おたふくかぜに罹患したことがある方は対象外です。

②インフルエンザワクチン

期 間 (予定)	対 象 年 齢	助 成 額
令和7年10月～令和8年2月末	生後6か月～高校生相当	1回目 2,500 円
	生後6か月～中学3年生	2回目 1,500 円

※13 歳以上のお子さんの2回目接種は、基礎疾患等により医師が必要と認めた方のみ接種可能です。

※詳しくは、令和7年9月下旬ごろホームページ「インフルエンザ」をご確認ください。

予防接種健康被害救済制度について

■ 予防接種によって引き起こされた副反応のうち、予防接種法に基づいて行われた予防接種(定期予防接種)が原因で、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残したりする健康被害が生じたと厚生労働大臣が認めた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

■ 補償の給付内容には、医療費・医療手当・障害児養育年金・障害年金・死亡一時金・葬祭料等があります。法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

■ 予防接種健康被害救済制度を活用するためには、国の審査会で審議する必要があります。予防接種による副反応が心配される場合には、接種した医療機関へ直接ご相談ください。その後、市役所へお問い合わせください。

△ 任意予防接種後生じた健康被害に対しては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法および富士吉田市予防接種事故災害補償規則による救済の制度があります。医薬品医療機器総合機構の医薬品副作用被害救済制度について詳しくは、独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページをご覧ください。

△ もし任意予防接種による健康被害が出た場合は、まず接種を受けた医療機関へ直接ご相談ください。その後、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

▲ 問い合わせ先

健康長寿課 健康推進担当

22-1111 内線 436

子育て支援サービス

●ブックプレゼント事業

富士吉田市では、すてきな本と出会い読書の楽しさを知ってほしい!生涯にわたる読書習慣を身につけてほしい!という願いを込めて、成長段階に合わせて本をプレゼントしています。

◆ファーストブック：4ヶ月児健診時

◆セカンドブック：小学校入学時

◆サードブック：中学校入学時

なお、このプレゼントは本市出身であり弁護士としてご活躍されていた故羽田辰男氏のご寄付により成り立っています。羽田氏の志が生きるような素敵な本に出会えることを願っています。

▲問い合わせ先

市立図書館 22-0706

●ホームスタート(訪問型の子育て支援事業)

未就学児の子どもがいる家庭に、講習を受けたボランティアが週に1回、2時間程度訪問し、ママの気持ちに寄り添いながら一緒に時間を過ごす伴走型の支援です。「身近に頼れる人がいない」「1人で出かけるには不安がある」「日中、話をする人がいない」など、そんな家庭にボランティアが訪問し傾聴(気持ちを受け止めながら話を聞く)や協働(育児家事や外出を一緒にする)等、ゆとりを持って子育てできるよう支援します。一緒に公園に行ったり買い物をしたり、検診や受診に行くこともできます。利用料は無料です。お気軽にお問合せ下さい。

▲申し込み・問い合わせ先

ホームスタート・ふわっと

23-8994(平日10:00~16:00)

●やまなし子育て応援カード

県内の18歳以下のお子様がいる家庭、妊婦さんに交付されます。このカードを提示することで、協賛店舗などを利用する際にサービスが受けられます。カードはお住まいの市町村で交付を受けられます。

＜利用期限＞一番下のお子様が18歳になった年の3月31日まで利用できます。

▲問い合わせ先

* こども家庭センター 22-5155(直通)

* 山梨県子育て支援課 055-223-1456

●ファーストスプーン贈呈事業

ファーストスプーンとは、富士吉田産の木の優しさ、温もりを感じられる1本ずつ手づくりの離乳食用スプーンです。厚生労働大臣から指名を受けた主任児童委員が、赤ちゃんのいる家庭を訪問し、プレゼントさせていただきます。希望される方は、申請書にご記入の上、社会福祉協議会事務局（富楽時）にご提出ください。

対象：富士吉田市にお住まいの生後6ヶ月までの乳児のいるご家庭

費用：無料

●制服バトンタッチ事業

子育て世帯を応援するため、卒業やサイズアウトで不要になった制服を譲り受け、必要な方へお渡ししています。社会福祉協議会のホームページで、在庫を確認できます。

●よしだこども食堂

よしだこども食堂は、子どもたちが安心して来ることができる地域の食堂です。みんなで楽しく食事をする場所を設けることで、孤食を減らし、子どもが安心して過ごせる居場所づくりと保護者への子育て支援を目的としています。

主任児童委員を中心にこども食堂実行委員会のボランティアの皆さんが運営しています。食事だけでなく、楽しいイベントも開催しています。

費用：高校生以下は無料、大人は200円の負担をお願いします。

開催：不定期に開催しています。社協ホームページ等でお知らせします。

※ 事前の申し込みが必要です。問い合わせください。

▲問い合わせ先

社会福祉協議会 23-8105

●ファミリー・サポート・センター

育児と仕事の両立や子育て家庭の育児を応援する会員制の制度です。ファミリー・サポート・センターが子育ての手助けが必要な会員に、子育ての手助けができる会員を紹介します。なお、活動中のケガや事故に備えて補償保険に加入しています。

※援助対象：0歳～小学校6年生

※利用料に応じ、市が助成します

・利用までの流れ

①会員登録（無料）→ ②必要とする援助のできる方を紹介→ ③援助依頼及び承認→ ④援助活動の実施→ ⑤利用料の支払い

利用を検討している方は、お気軽にお問い合わせください。

▲申し込み・問い合わせ先

ファミリー・サポート・センター

（子育て支援センター3階：平日8：30～17：15）

22-1111 内線580

●離乳食教室

4～5ヶ月(基本的に第一子)のお子様を持つ保護者の方が対象です。

離乳食の進め方について講義を行います。試作品に触れてみたり、フードモデルを使って離乳食の月齢に合わせた形状や硬さについて学べます。また同じ月齢のお子様がいる保護者の方とさまざまな情報交換ができたり、離乳食に関する相談ができたりします。

＜日 程＞ 4 か月児健診の時にご案内します

＜時 間＞ 午前 10 時 00 分～11 時 30 分

＜場 所＞ 子育て支援センター 2 階 産前産後ケアルーム

＜持ち物＞ バスタオル、筆記用具、赤ちゃんに必要なもの

●栄養相談・栄養指導

各乳幼児健診で、栄養士や保健師が栄養相談・栄養指導を実施しています。

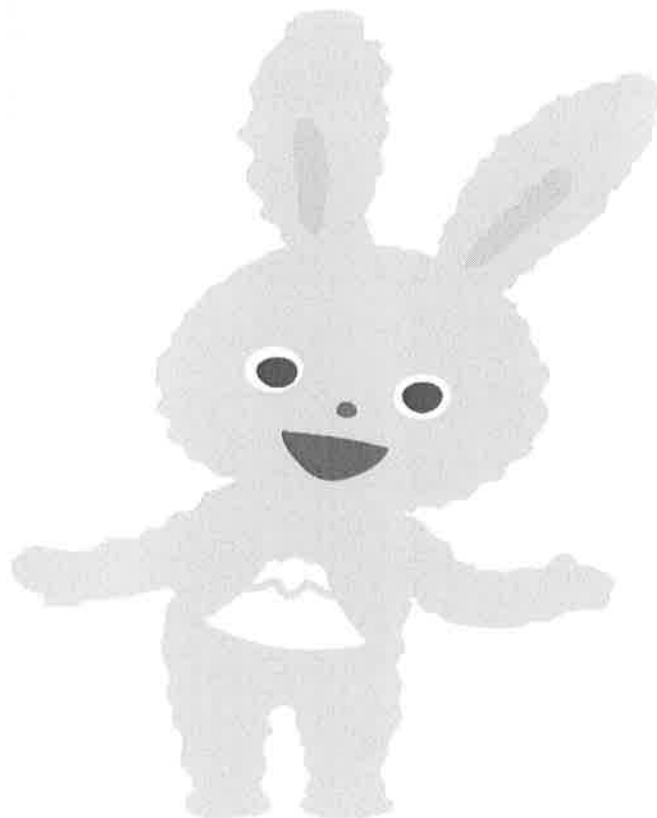
栄養士と保健師とでご家庭にお伺いすることもできます。離乳食が進まない、好き嫌いが多くて困るなど栄養に関したお悩みをお気軽にご相談ください。

また幼少期から、朝ご飯を食べる習慣作りを行いましょう。

▲ 問い合わせ先

こども家庭センター 22-1632 (直通)

健康長寿課 22-1111 内線 794



親子で遊びにでかけよう！ 【つどいの広場・子育てサロン・保育園・市立図書館】

市内にある親子であそびに出かけられるところを紹介します。

●つどいの広場・子育てサロン

名称	日程・時間	場所	問合せ先	内容
つどいの広場 「にじいろ」	月～土曜日 (0歳～3歳までの親子) 午前10時～午後3時	富士吉田市 福祉ホー ル・子育て支 援センター	25-6671 (直通)	子どもを遊ばせながら ふれあい、であい、ホッと する、みんなが笑顔になる 場所です
富士保育園 「ぼくぼくら」	○月～金曜日 午前9時30分～午後2時 ○土曜 午前10時～12時	富士保育園	(直通)080-5850-4443 (富士保育園)22-0971	妊婦さん、未就園児と保護 者さんが安心して過ごせる 場所、楽しく遊び交流でき る場所としてサロンや講座 などを行っています。
ぴよぴよ寺子屋	毎週水曜日 午前10時～正午	正福寺 (新倉)	22-0850	お茶を飲んだり、自由遊び や手遊びをしたり、季節の イベントを行ったりして います。
なかよしクレヨン	月1回(第3水曜日) 午前11時～11時30分	子育て支援 センター他	社会福祉 協議会 23-8105	読み聞かせ、季節のイベン ト(納涼会、ハロウィン、 クリスマス会等)を行って います。
小さなおてて	毎週木曜日 午前10時～午後12時30分	富士吉田 バプテスト 教会	富士吉田 バプテスト 教会 22-2027	自由遊び、親子ふれあい遊 び、集団遊び、昼食、絵本 の読み聞かせなど。 毎週一緒に過ごす信頼関 係の中で、親子共々、成長 を喜び合っています。
リズムであそぼ	月に1回 水曜日 午前10時30分～正午	子育て支援 センター	代表：秋山 090-1805-2072	リズム遊びや手遊び、英語 遊び、布バルーン遊びをし たり、お母さんたちの情報 交換の場になっています。

●子育てサロン支援

子育てサロンの活動費用の支援を行なっています。

▲ 問い合わせ先

社会福祉協議会 23-8105

●市立図書館

名称	対象	日程	時間	場所	内容
ちいさい おはなしかい	乳 幼 児 ～ 未 就 学児	毎 週 木 曜 日	午前 10 時 30 分 ～ 午前 11 時	図書館内 おはなし コーナー	絵本の読み聞かせや手遊びで お子様と楽しい時間を過ごし ましょう！（申込み不要）
おはなしかい	幼 児 ～ 小 学 校 低学年	毎月第 2 ・ 第 4 土曜日	午後 2 時 30 分～ 午後 3 時	図書館内 おはなし コーナー	季節に合ったお話が楽しめま す。家族やお友達と一緒に参 加しよう！（申込み不要）
なつの こども会	会 場 が 暗 く な って も 大 丈 夫 な 方	8 月上旬 予定	午後 1 時 30 分 開 場	市民会館 小ホール	名作の世界をたくさんのお友 達と人形劇で楽しみましょ う！（要申込み）
クリスマス こども会		12 月中旬 予定	午後 2 時開演		たくさんのお友達と楽しいク リスマスを過ごしませんか？ （要申込み）
図書館 イベント	未 就 学 児～	通年		図書館内	工作教室や大喜利、クイズな ど、楽しいイベント盛りだく さん！（要申込み）

※詳細は広報や市立図書館のホームページをご覧ください

▲ 問い合わせ先

市立図書館 22-0706

保育園・幼稚園等一覧

●認可保育園等

保護者の就労、病気などの理由で日中お子様を保育できない場合に、保護者に代わってお子様を預かる児童福祉施設です。

市立保育園		
①第一保育園	新町 1-2-1	22-0707
②第三保育園	下吉田東 2-14-21	22-4010
③第四保育園	松山 4-11-27	22-4177
④第五保育園	新屋 4-2-37	23-6346
⑤第六保育園	中曽根 1-10-1	23-6670
⑥第七保育園	小明見 4-9-1	25-6639
※ 3歳未満児のみの公設民営園		
小規模保育（3歳未満児のみ）		
⑦ウブントウ保育園 にじいろ	富士見 1-1-5	24-3500
⑧ニチキッズかみよしだ保育園	上吉田 4246-19	21-5800
⑨ウブントウ保育園 あおぞら	下吉田 9-9-8	22-1077
⑩キッズプラザおひさま	上吉田東 3-1-68	72-9242
⑪フェアワイズ保育園	上吉田東 4-8-4	23-3033
事業所内保育（3歳未満児のみ）		
⑫もりのいえ保育園	上吉田 4584	23-3000
※事業所内保育（従業員枠・地域枠）		
家庭的保育（3歳未満児のみ）		
⑬OURS保育園	新西原 3-13-6	75-1246

●幼稚園

就学前教育を目的とした学校教育法に基づく幼児施設です。小学校入学までに心身の発達を促し、基本的生活習慣などを身につけるところです。

幼稚園		
⑭月江寺幼稚園	下吉田 3-26-16	22-0697
⑮小さき花幼稚園	上吉田 3-5-7	22-1409

●認定こども園

保育園機能と幼稚園機能を併せ持った一体的な施設です。ただし、保育園の機能を利用するには、保育の必要性の基準を満たすことが要件となります。

幼保連携型認定こども園		
⑯富士保育園	上吉田 7-7-1	22-0971
⑰ナーサリーココ	下吉田 8-23-25	72-9841
幼稚園型認定こども園		
⑱新倉幼稚園	浅間 1-5-5	23-5753
⑲聖徳幼稚園	下吉田 3-41-15	22-0099
保育所型認定こども園		
⑳ウブントウ富士の森	新屋 5-1-2	22-5678

●認可外保育施設

企業主導型保育等		
㉑フジQキッズガーデン	新西原 5-5-22	73-9140
※企業主導型保育（地域枠有り）		
㉒キッズプラザ SMILE SMILE	上吉田東 3-1-68	30-1041
※企業主導型保育（地域枠有り）		
㉓ヤクルト吉田保育所	旭 2-9-20	23-8960

●マザーズホーム

マザーズホームは、就学前の発達が気になるお子さんをお預かりし、成長・発達を支援する通園施設です。第四保育園に併設されています。

その他		
マザーズホーム（第四保育園内）		
	松山 4-11-27	24-0570

保育園について

●保育園とは？

保護者の就労、病気などの理由で日中お子様を保育できない場合に、保護者に代わってお子様を預かる児童福祉施設です。

●保育時間

保育時間の種類が2種類あります。保育料も異なります。

A 保育標準時間利用(保育時間最長 11 時間)

…父母の就労時間が共に月 120 時間以上の場合

B 保育短時間利用(保育時間最長 8 時間)

…父母の就労時間が共に月 64 時間以上の場合など

●入園対象年齢

生後 7 か月から就学前までのお子様を対象です。

●入園の資格

1) 父母が働いていて家庭内で保育できない場合

2) 母親が妊娠中であるか、出産後間もないこと

3) 父母のどちらかが病気・障害などの場合

4) 家庭内に看護・介護が必要な方・障害者（児）がいて父母のどちらかが常時看護・介護している場合など

※以上のような条件に該当しても申込みが定員以上の場合、入園できないこともあります。

●保育料

保育料は、保護者の市民税所得割額の合算により決定されます。

ただし、保護者の収入や子どもの扶養の状況等により、同居されている家族（祖父母等）の所得割額により決定をする場合もあります。

※ 3～5 歳児のクラス（保育園：満 3 歳になった後の 4 月 1 日から小学校入学前まで。幼稚園：入園できる時期に合わせて、満 3 歳から小学校入学前まで）は、国の制度により、無償となります。ただし、幼稚園の満 3 歳児になった後の 3 月 31 日までの間については、副食費（おかず・おやつ代）はお支払いいただきます。また、住民税非課税世帯や多子世帯等の 0 歳から 2 歳児までのクラスの保育料は、国等の制度により軽減されます。

●給食費補助金

市独自の取り組みとして、保育所等を利用されている富士吉田市在住の 3 歳児以上の給食費月額 5,500 円（主食費 1,000 円・副食費 4,500 円）を上限とし、無償化を実施しています。

▲問い合わせ先

子育て支援課 保育・幼稚園担当

22-1111 内線 566・567

病児保育について

病児保育とは、お子さんが病気になった場合に保育園等へ行くことができず、保護者が仕事を休めないとき、保護者に代わってお子さんを保育や看護することです。病児保育と病後児保育の2種類があり、市内には以下の施設があります。

《病児・病後児保育》

- 病児・病後児対応型 フェアワイズ保育園

《病後児保育》

- 富士吉田市立病後児保育室「たんぽぽ」 第五保育園併設
- 富士吉田市立病後児保育室「どんぐり」 第七保育園併設

＜利用までの流れ＞

- 1 事前に利用登録をしてください（無料）※年度ごとに申請が必要です。
- 2 利用可能か各施設に電話で確認をしてください。
- 3 かかりつけ医による利用に関する証明を受けてください。
- 4 各施設に利用の予約をしてください。

◇利用登録・利用するために必要な様式は、子育て支援課等に用意があります。

＜利用対象児＞

◎生後6か月から小学6年生までのお子さま

《病児保育》

「回復期には至らない場合であり、症状の急変が認められない」ことを医師が証明した児童の保育

《病後児保育》

病気の回復期にあることを医師が証明した児童の保育

◇治療が必要な場合は利用できません。利用が可能かの詳細は各施設へお問い合わせください。

また、各施設において受け入れが困難と判断した場合は、利用をお断りする場合があります。

＜利用料金＞

	フェアワイズ保育園	たんぽぽ	どんぐり
利用 料金	園にお問い合わせください	市民 1日1,000円 市外 1日1,500円+300円 (給食費)	市民 1日1,000円 市外 1日1,500円+300円 (給食費)
利用 日時	月曜日～金曜日(祝日もOK) 午前8時30分～午後5時30分 ※土・日・年末年始はお休みです	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後4時30分 ※土・日・祝・年末年始はお休みです	月曜日～土曜日 午前8時30分～午後4時30分 ※日・祝・年末年始はお休みです

＜食事＞

◎完全給食です。(アレルギーの除去食についてはご相談ください)

※随時、見学・登録できます。

▲問い合わせ先

- ・ 病児・病後児対応型 フェアワイズ保育園 23-3033
- ・ 病後児保育室たんぽぽ(第五保育園併設) 23-6346
- ・ 病後児保育室どんぐり(第七保育園併設) 25-6639
- ・ 子育て支援課 22-1111 内線 593

一時預かり事業

●一時預かり事業とは

保育所等に在園していない子育て家庭等において、仕事・病気・看護・介護・冠婚葬祭・育児疲れ等の突発的な事情で、一時的に乳幼児の世話ができなくなった場合に、保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援として保育所等の施設で子どもを預かります。

●利用対象者

次の要件に当てはまる方が対象となります。

生後6か月から小学校就学前までの乳幼児

①保育園、認定こども園、幼稚園等に通っていない乳幼児であること。

②住民票が市内にあること。

※認定こども園（教育利用）及び幼稚園に在籍している乳幼児については夏季等の長期休業期間中、在籍園が閉園している期間は利用可能

※市外であっても出産や介護等のため、里帰り先の居住者が市民であれば利用可能

●実施施設

	認定こども園 ウブントウ富士の森	認定こども園 ナーサリーココ	
受け入れ年齢	生後6か月から小学校就学前までの乳幼児		
保育時間	月曜日から金曜日 9時00分～16時00分	月曜日から金曜日 8時00分～17時00分	
定員	5名	10名	
利用料	1時間 350円	＜0・1・2歳児＞ 4時間まで2,000円 6時間まで3,000円 8時間まで4,000円	＜3・4・5歳児＞ 4時間まで1,000円 6時間まで2,000円 8時間まで3,000円
食事の提供 (給食・おやつ)	提供あり（350円） ※おやつ付き・普通食 ※希望者のみ	提供あり ※利用料に含む	
所在地	新屋五丁目1番2号	下吉田八丁目23番25号	
問合せ先	0555-22-5678	090-4463-9868	

※詳細は各施設にお問い合わせください。

▲問い合わせ先

子育て支援課 22-1111 内線 593

放課後児童クラブ

●放課後児童クラブとは

働きながら子育てする保護者を応援するとともに、子どもに生活と遊びの場を提供し、子どもの健全な成長を手助けすることを目的としています。

●対象児童

市内の小学校へ通う児童で保護者が就労や病気療養などの理由で放課後等に家庭において適切な保育が受けられない児童。(市外に住所がある場合はご相談ください。)

●開設日時

①月曜日～金曜日は、午後の下校時から午後 6 時 30 分まで②第四土曜日、夏季・冬季・学年末休業等は、午前 8 時から午後 6 時 30 分まで
(6 時半まで利用の場合は別途申請が必要です。)

※休所日は日曜日および祝日、第 4 土曜日以外の土曜日

年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日) 伝染病などで学校が臨時休校になった場合

●利用負担金

保護者負担金として毎月 2,000 円(8 月のみ、6,000 円)入所時に教材費として 1,000 円

※減免制度あり

放課後児童クラブ一覧

クラブ名	学区	開設場所	電話番号
やまのこ	吉小	市民ふれあいセンター	090-8855-9391
やまのこ 2 組			080-1271-3318
めだか		吉田小東玄閣棟	080-1377-2340
めだか 2 組		吉田小学校内	080-8414-0919
ひまわり	西小	吉田西小学校内	090-1883-3396
ひまわり 2 組			
あおぞら		松山会館	080-1377-2339
どんぐり	下二小	下吉田コミュニティセンター	090-8855-9761
おひさま		下吉田第二小学校内	080-2071-6680
おひさま 2 組		下吉田第二小学校内	080-2265-2851
おひさま 3 組		下吉田コミュニティセンター	090-8597-2291
たけのこ	下一小	下吉田第一小学校内	090-1883-3536
かぜのこ	明見小	明見小学校内	090-8855-9413
かぜのこ 2 組			080-1112-7266
かぜのこ 3 組			
すみれ	東小	富士見町会館	080-2071-6678
すみれ 2 組		下吉田東小学校	080-7803-8380
つくしんぼ	富士小	富士小学校内	080-2071-6679

相談事業のご案内

思春期～就学までの相談

●妊娠相談ほっとライン事業

日時：平日の8時30分～17時15分の間（水曜日のみ19時まで）

場所：市役所こども家庭センター（子育て支援センター1階 こども家庭センター）

職種：保健師、助産師、看護師

パートナーとの関係、性のこと、月経不順、妊活、不妊治療など、妊娠・出産に関わる
ことについて気になることは何でも相談にのります。



▲申し込み・問い合わせ先

こども家庭センター

TEL : 22-1632（直通）

メール：kodomokatei@city.fujiyoshida.lg.jp

左記のQRコードからも問合せ可能です

●妊産婦健康相談

日時：平日の8時30分～17時15分の間（水曜日のみ19時まで）

場所：子育て支援センター1階 こども家庭センター

産前産後ケアルームひだまり（妊娠中～生後1歳の誕生日まで）

職種：保健師、助産師、看護師、栄養士、歯科衛生士

妊娠中に気がかりなことや、産後の体調面など、ご相談をお受けします。家庭訪問を希望する場合は、お家に伺います。

●育児相談

日時：平日の8時30分～17時15分の間（水曜日のみ19時まで）

場所：子育て支援センター1階 こども家庭センター

産前産後ケアルームひだまり（妊娠中～生後1歳の誕生日まで）

職種：保健師、助産師、看護師、栄養士、歯科衛生士

日常的な赤ちゃんの世話のことやお母様の健康のこと予防接種・離乳食の相談など気になることはどうぞ相談してください。家庭訪問を希望する場合は、お家に伺います。

●すこやか相談

日時：平日の指定日時

場所：子育て支援センター

職種：医師、臨床心理士、心理相談員、保健師

健診後の二次的な相談として、体重や身長が増えがよくない、言葉が遅いかもしれない、
落ち着きがなくて…など相談に応じて専門職が対応いたします。

※事前予約制（お気軽にお問い合わせください）

●すこやか教室(集団療育訓練)

日時：平日の指定日 午前10時～11時30分（受付：午前9時45分～）

場所：子育て支援センター3階 多目的室

職種：臨床心理士、音楽療法士、理学療法士、保育士、保健師

遊びを通してお子様の発達を促し、親子の関わりが上手いくヒントが学べる教室です。「ことばがゆっくり」「落ち着きがない」「同年代の子と遊ぶ機会がない」等々、専門職に育児相談も可能です。

※事前予約制（お気軽にお問い合わせください）

▲ お問い合わせ先

こども家庭センター 22-1632(直通)

●子育てスキルアップ教室

乳幼児期から思春期のお子さんがいるパパ、ママが対象です。

日頃の子どもへの関わり方など、子どもの発達に応じた子育ての悩みに公認心理士が講義やワークを通じてちょっとした子育てのコツを分かりやすくお伝えします。同じ悩みや不安を抱えている保護者と学びを共有しながら、孤育でも解消しましょう。

【クラス】乳幼児期クラス、低学年クラス、高学年クラス、パパクラス

【日時】ホームページ、子育てLINE、各種健診等で周知

【場所】子育て支援センター

▲ お問い合わせ先

こども家庭センター 28-5723(直通)

●家庭児童相談

日時：平日の午前9時00分～午後4時00分の間

子どものこと・子育てのことなど様々な相談に応じます。

相談に関する秘密は厳守します。必要に応じて専門機関を紹介します。

▲ お問い合わせ先

こども家庭センター 28-5723(直通)

●女性相談

日時：毎週火・水・木曜日 午前9時～午後4時00分の間

女性相談支援員による窓口を設置し、DV(ドメスティックバイオレンス)等の相談を受けています。

▲ お問い合わせ先

福祉課 22-1111 内線164

就学の時～中学卒業までの相談

●就学相談

日時：平日の 8 時 30 分～17 時 00 分の間

場所：市役所学校教育課

職種：総合教育支援員、心理士など

子どもの発達、学習の様子、行動面、また就学・進学先についての相談は、学校教育課の総合教育支援員が相談に応じます。また、必要に応じて、心理士への相談も可能です。まずは一度、お電話ください。

▲ 問い合わせ先

学校教育課 学校管理担当

23-1765(直通)

●教育相談

いじめ・不登校・問題行動・人間関係・集団不適應などに関して、教育研修所の総合教育支援員が相談に応じます。必要に応じて、スクールソーシャルワーカーや心理士への相談も可能です。相談方法は、面接相談、電話相談どちらも対応しています。相談内容については秘密を守りますので、お困りなことがございましたらご相談ください。

▲ 問い合わせ先

教育研修所

フリーダイヤル 0120-24-7044

●山梨県立ふじざくら支援学校

お子様の特性についての相談や子育てしている中で困っていること、就学の相談、学校生活で困っていることなどについての相談を年間通じてお受けしています。

地域にお住まいのお子様についてご相談がありましたら、まずは電話にてお気軽にお問い合わせください。

▲ 問い合わせ先

ふじざくら支援学校 相談支援部

72-5161

具合が悪くて困ったときの相談

●小児救急医療電話相談 シャープ 8000（#8000）

休日や夜間における発熱や下痢、嘔吐やひきつけなど、お子さんの急な病気にに関して、専門の看護師による電話相談を行っています。

【利用時間】

平日：午後 7 時～翌朝 7 時

土曜日：午後 3 時～翌朝 7 時

休日：午前 9 時～翌朝 7 時

【電話番号】

携帯電話又は短縮ダイヤルからおかけの場合→#8000（短縮ダイヤル）

ダイヤル回線からおかけの場合→055-226-3369（甲府市）

【対応者】 小児医療に精通した看護師

【相談内容】子どもの急な病気に関する相談（発熱、下痢、嘔吐、ひきつけなど）

※慢性疾患や育児相談など、急を要しない相談はご遠慮ください。

※電話での助言です。電話による診断、治療はできませんので、あらかじめご了承のうえご相談ください。

※電話が混み合うことが予想されますので簡潔にご相談ください。

※話し中の場合は、恐れ入りますが、少し時間をおいてから、おかけ直してください。

※明らかに救急を要する急病の場合は、医療機関または 119 番へご連絡ください。

▲ 問い合わせ先

▲ 山梨県福祉保健部医務課

電話：055-223-1480

FAX：055-223-1486

お子さんに病氣や遺伝的な障がいがある時などの相談

＜富士・東部保健福祉事務所＞

月曜日～金曜日の 8 時 30 分～17 時 15 分の間富士・東部保健福祉事務所内で相談に応じます。電話でも直接来ていただいても結構です。どうぞお気軽にご相談ください。

●小児慢性特定疾病児等自立支援事業

小児慢性特定疾病児等とその家族を対象に、それぞれが持つ不安や悩みに対しての相談に応じ、情報提供や親同士の情報交換、交流会、学習会などを行っています。

●遺伝等母子保健専門相談

下記の場合などの一次相談に応じています。

○先天性の疾患や障害をもつ児に関する相談

○遺伝性の疾患や障害に関する相談

○結婚・出産等に対しての疾患の影響等不安に関する相談 等

▲ 問い合わせ先

富士・東部保健福祉事務所 健康支援課

24-9034

育児負担を感じた時、虐待を疑った時の相談

●山梨県都留児童相談所

月曜日～金曜日（年末年始を除く）の8時30分～17時15分に行っています。18歳未満の子どもに関する相談ができます。専門のスタッフ（児童福祉司、児童心理司、保健師）が相談をお受けいたします。

虐待・養護・障がい・性格や行動の問題に関する相談・検査などを行っています。

●児童相談所虐待対応ダイヤル

189（いちはやく）

虐待かと思ったときなどに、すぐに児童相談所に通告・相談できる全国共通の電話番号です。「児童相談所虐待対応ダイヤル」にかけるとお近くの児童相談所につながります。通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談した人、その内容に関する秘密は守られます。

▲ 問い合わせ先

山梨県都留児童相談所

0554-45-7838

妊娠をご希望されている方の助成

< 市役所こども家庭センター >

●子宝応援医療費助成事業（不妊治療助成）

医療機関で不妊症と診断されたご夫婦を対象に、不妊症治療費の一部を助成します。対象の方はご相談下さい。

《対 象》

- ・ご夫婦（治療開始日時点で法律上婚姻関係にある方）のいずれかが医療機関にて不妊症と診断され、その治療を受けている方。
- ・ご夫婦のいずれかが、申請書提出日現在 1 年以上継続して富士吉田市に住民登録している方
- ・医療保険等の被保険者、組合員、被扶養者の方
- ・市税等を完納されている方

《対象となる治療》

医療機関において不妊症と診断され、一般・特定不妊治療を受けている方。

※夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療、代理母などは対象となりません。

《助成額》 医療費の自己負担額の 2 分の 1（上限 10 万円）

※医療費から県の助成金、高額療養費、付加給付を差し引いた額の 2 分の 1 となります

《助成回数》 年度内に 2 回、通算で 10 回まで

《申請方法》

申請書に必要書類を添えて申請してください。申請は、治療期間が終了して 1 年以内をお願いします。申請書は、こども家庭センターにて配布しています。

▲ 問い合わせ先

こども家庭センター 22-1632（直通）

< 富士・東部保健福祉事務所 >

●不妊検査費・不育症検査費助成事業（山梨県）

不妊検査・不育症検査にかかる費用負担軽減を行い、早期の検査を促すことを目的として 2 万円を上限に検査費用を県が助成します。

《対 象》 次の①～④をすべて満たしている方となります。

- ① 申請日現在、夫婦の一方又は双方が山梨県に住所を有していること。
 - ② 申請日時点で法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚の夫婦。
 - ③ 検査開始日における妻の年齢が 43 歳未満であること。
 - ④ 健康保険法に規定する保険医療機関において検査を受けたこと。
- 上記に加え、不育症検査費を申請する方は以下のいずれかに該当する必要があります。
- ⑤ 妻に 2 回以上の流産もしくは死産、又は早期新生児死亡の既往があること
 - ⑥ 医師に不育症の疑いがあると診断されること

《対象となる検査》

- ・不妊症かどうかを診断するために実施した検査
- ・不育症かどうかを診断するために実施した検査

《助成額・回数・期間》

- ・助成上限額 2 万円で、検査費用の自己負担額分を助成します。
- ・助成回数は、夫婦一組につき、不妊検査、不育症検査それぞれ 1 回限りです。
- ・夫または妻の検査開始日のいずれか早いほうから 1 年以内の検査が対象です。
- ・申請期限は、「検査終了日」、又は「検査開始から 1 年を経過した日」のどちらか早い日が属する年度の末日(3 月 31 日)

※但し、検査が終了した日又は検査開始日から 1 年を経過した日のいずれか早い日が 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間の場合は、申請期限を 5 月末日とします。

詳細については県のホームページを確認の上、事前にお問い合わせ下さい。

<https://www.pref.yamanashi.jp/kodomo-fukushi/boshinanbyou/kensa.html>

●不育症検査費（先進医療）助成事業（山梨県）

研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に、その検査費用の負担軽減を行うことを目的として、検査費用を県が助成します。

《対 象》次の①～④をすべて満たしている方となります。

- ① 既往流死産回数が 2 回以上の者
- ② 申請日現在、山梨県(甲府市を除く)に住所を有していること。
- ③ 不育症検査に係る先進医療を実施する保険医療機関として届出を行っている又は承認されている医療機関で対象となる検査を受けたこと。
- ④ 保険適用されている不育症に関する検査・治療を保険診療として実施している医療機関で対象となる検査を受けたこと。

《対象となる検査》

- ・流産検体を用いた遺伝子検査
(次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査)

《助成額・回数・期間》

- ・対象となる検査に要した費用の 7 割に相当する額。ただし、上限額は 6 万円。
- ・回数の制限はありません。
- ・申請期限は 1 回の検査が終了した日の属する年度の末日(3 月 31 日)

詳細については県のホームページを確認の上、事前にお問い合わせ下さい。

<https://www.pref.yamanashi.jp/kodomo-fukushi/boshinanbyou/kensa-senshin.html>

●山梨県不妊治療費（先進医療）助成事業（山梨県）

不妊治療の経済的負担軽減を図ることを目的とし、医療保険が適用された体外受精及び顕微授精による不妊治療と共に先進医療として告示した治療及び技術に係る医療費の一部を県が助成します。

《対 象》次の①～④をすべて満たしている方となります。

- ① 申請日現在、夫婦の双方又は一方が山梨県内(甲府市を除く)に住所を有すること。
- ② 不妊治療に係る先進医療を実施する保険医療機関として届出を行っている又は承認されている医療機関で対象となる治療等を受けたこと。
- ③ 保険診療で体外受精・顕微授精を受診し、不妊治療に関する先進医療を併用して受診し

ていること。

- ④ 助成対象となる費用について、他の地方公共団体及び当県の他の助成事業等で助成を受けていないこと。

《対象となる治療》

- ・ 保険診療で実施される体外受精・顕微授精と併用して行われた先進医療の治療
※厚生労働大臣が、不妊治療に関する先進医療として告示している治療
※卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合は、助成対象外です。
※自費診療（全ての治療を保険適用外）で実施された体外受精・顕微授精と併用して行われた先進医療の治療は、助成対象外です。
※対象となる1回の治療を令和5年4月1日以降に終了した方が対象となります。

《助成額・回数・期間》

- ・ 対象となる治療に要した費用の7割に相当する額。ただし、助成上限額は21万円です。
- ・ 保険適用と併用して実施した先進医療への助成のため保険が使用できる回数までとします。
- ※1回の治療周期につき、1回申請してください。
- ・ 治療が終了した日の属する年度の末日（3月31日）
※但し、2月1日から3月31日までに治療が終了した場合は、翌年度5月末日まで申請が可能です。

詳細については県のホームページを確認の上、事前にお問い合わせ下さい。

<https://www.pref.yamanashi.jp/kodomo-fukushi/boshinanbyou/huninsensiniryoku.html>

●不育症治療費助成事業（山梨県）

高額な医療費を要する不育症治療にかかる経済的負担を軽減することを目的として、へパリンを主とした治療にかかる費用（自己負担分）の2分の1を県が助成します。

《対象》次の①～④をすべて満たしている方となります。

- ① 治療日及び申請日現在、夫婦の一方又は双方が山梨県内に住所を有すること
- ② 治療開始時から法律上の婚姻をしている夫婦又は事実婚の夫婦であること
- ③ 日本産科婦人科学会が認定した産婦人科専門医が所属する医療機関において不育症治療を受けたこと
- ④ 妻が医療保険各法の被保険者又は被扶養者であること

《対象となる治療》

へパリンを主とした治療（不育症と診断された者が妊娠した場合に限る）

《助成額・回数・期間》

- ・ 治療費の1/2の金額（1円未満は切り捨てとする。）
※保険適用内の治療も保険適用外の治療も助成対象となります。
保険適用内外どちらの場合も、自己負担額分が助成対象となる治療費になります。
- ・ 回数の制限はありません。
- ・ 1回の治療が終了した日の属する年度の末日（3月31日）
※但し、治療が終了した日が2月1日から3月31日までの間の場合は、申請期限を5月末日とします。

詳細については県のホームページを確認の上、事前にお問い合わせ下さい。
<https://www.pref.yamanashi.jp/kodomo-fukushi/boshinanbyou/fuiku.html>

▲ お問い合わせ先
富士・東部保健福祉事務所
健康支援課 24-9034

病氣のお子さん 体が不自由なお子さんのために

< 市役所福祉課 >

●特別児童扶養手当

身体又は精神に中程度以上の障害のある 20 歳未満の児童を養育する父母や養育者に対して、特別児童扶養手当が支給されます。

※所得制限があります。

※児童福祉施設等に入所していると支給されません。

●障害児福祉手当

20 歳未満であって、身体又は精神に重度の障害の程度の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の障害児に対して、障害児福祉手当が支給されます。

※所得制限があります。

※児童福祉施設等に入所していると支給されません。

●自立支援医療(育成医療)

18 歳未満の身体に障害のある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療の給付(自己負担あり)を行います。なお、手術等によって確実な治療効果が期待されるものに限りです。

<障害等の例>

肢体不自由 視覚障害 音声・言語・咀嚼機能障害
内臓障害 聴覚・平衡機能障害など

▲ お問い合わせ先
福祉課 障害担当
22-1111 内線 151・152

< 市役所こども家庭センター >

●養育医療

出生時、身体の機能に未熟性のあるお子様の入院中の養育に必要な医療の給付(自己負担あり)を行います。

<対象者の例>

出生時の体重が 2,000g 以下 手足の動きが極端に少ない痙攣がある 強度のチアノーゼなど

※自己負担金については、子育て応援医療が適用されます。出生届出時に申請が必要です。

▲ お問い合わせ先
こども家庭センター 22-1632(直通)

<富士・東部保健福祉事務所>

●小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾患で長期に治療を要する 18 歳未満※1 の児童に対し、その医療費の一部が助成されます。

<対象疾患>

悪性疾患 慢性腎疾患 慢性呼吸器疾患、慢性心疾患 内分泌疾患 膠原病 糖尿病、先天性代謝異常 血液疾患 免疫疾患、神経・筋疾患 慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患群、骨系統疾患、脈管系疾患

※対象となる基準が決められています。

※1 18 歳到達時点で本事業の対象かつ 18 歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合、20 歳未満まで延長可。

▲ 問い合わせ先

富士・東部保健福祉事務所

健康支援課 24-9034

<その他の機関>

●ことばと発達のサポートルーム「ほっと」(下吉田第二小学校内)

ことばと発達のサポートルーム「ほっと」は、下吉田第二小学校内にある通級指導教室です。ことばや学習面・コミュニケーション面などに何らかの苦手さのある子どもたちをサポートしています。口の体操・ビジョントレーニング・認知トレーニング(コグトレ)などを個別指導で行うほか、社会性や協調性を養うために、少人数でのグループ活動も行っています

原則として、指導対象者は通常学級に在籍している小中学生ですが、就学支援の観点から年長児のみ、教育相談や発音の指導もサービスで行っています。(指導は 6 歳以降が対象)。

お子さんのことばの発達等で気になる方は、保育園・幼稚園の先生と相談した上で、電話にてご連絡ください。電話で教育相談の予約をしていただいております。

教育相談(面談)は、金曜日(午前 9:00~10:00)と、水曜日(午後 4:00~4:45)です。

▲ 問い合わせ先

ことばと発達のサポートルーム「ほっと」

23-6032

●山梨県立ふじざくら支援学校

富士北麓地域を学区とした特別支援学校です。知的障害・肢体不自由・病弱(病弱のみの場合は高等部に限る)・重複障害のある児童・生徒のための学校です。小学部・中学部・高等部があり、それぞれの障害に応じた教育課程で学習を行っています。

お子様の特性についての相談や子育てしている中で困っていること、就学や進学相談、学校生活で困っていることなどについての相談を年間通してお受けしています。県立盲学校(視覚障害)や県立ろう学校(聴覚障害)とも連携して支援しています。また、毎年 6 月にはオープンスクールを開催しています。

地域にお住まいのお子様についてご相談がありましたら、まずは電話にてお気軽にお問い合わせください。

▲ 問い合わせ先

ふじざくら支援学校 相談支援部 72-5161

●社会福祉協議会(おもちゃ図書館)

障害や発達の遅れのある子どもたちが、おもちゃを通して楽しく遊び、仲間づくりや情報交換をしながらみんなで楽しく交流できる場所です。

年数回の交流会を予定しています。詳細は社協だよりやホームページでお知らせします。

▲ 問い合わせ先

社会福祉協議会 23-8105

●富士・東部口腔保健センター(場所:都留市立病院敷地内)

○心身障害(児)歯科診療

一般の歯科医院での診療が難しい障がいのある方を対象に歯科診療を行っています。歯みがきの練習や定期的なお口の管理を行い、一人ひとりに合わせた支援をしています。歯科への恐怖心が強い方にはトレーニングを積むことから始めていきます。また、バギーや車いすのままでも歯科診療が受けられます。

診療日:毎週木曜午後 月2回火曜午後【予約制】

○食べ方・飲み込み方相談・指導

食事中にむせる、こぼす、もぐもぐしているけどなかなか飲み込めない等の症状はありませんか？

乳幼児から成人の方まですべての年代を対象に、食物を取り込む・噛む・飲み込むことがうまくできない(摂食嚥下障害)方への相談と指導を行っています。口から食べていない方でも口の機能を維持し、一口でも食べられることを目標に、お口のケアや機能訓練を行っています。

診療日:月2回木曜 午前【予約制】

どちらもお気軽にお電話でお問い合わせください。診療日以外でも山梨県歯科医師会に電話が転送され、相談や予約が可能です。

▲ 問い合わせ先

富士・東部口腔保健センター

0554-56-8899

●富士・東部医療的ケア児支援センター サテライト

医療的ケア児やその家族等が県内において安心した生活が送れるよう、関係機関と連携を図りながら、切れ目ない支援を提供いたします。

※ご相談の前には、下記に事前連絡をお願いいたします。

〒402-0056 山梨県都留市つる五丁目1-55 都留市立病院内

▲ 問い合わせ先

富士・東部医療的ケア児支援センター
サテライト

0554-45-1811(代表)

毎週火～木曜日(9:00～17:00)

ひとり親世帯の子育て支援

● 児童扶養手当

児童(18歳到達後の最初の3月31日を迎えるまで、中度以上の障害を有する場合は20歳未満)を監護している母子・父子家庭等および、配偶者(夫・妻)が政令で定める程度の障害にある世帯は児童扶養手当の申請ができます。

* 受給者と同住所地に住んでいる扶養義務者の所得制限があります。

● ひとり親家庭医療費助成制度

母子・父子家庭等の方が安心して病院などで受診できるよう医療費等を助成し、経済的な負担を軽減するための制度です。ただし、受給者の該当年度の所得税額が非課税相当の方および同住所地に住んでいる扶養義務者の所得が限度額以下の方が対象になります。

● 母子・父子自立支援プログラム策定事業

ひとり親家庭の親に対し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取り組み等について面談を実施し、個々のケースに応じて自立支援プログラムを策定し、自立・就労支援を行います。

● 高等職業訓練促進給付事業

母子家庭の母および父子家庭の父の就職に資する資格の取得を推進するため、1年以上の養成機関で修業する場合、修業期間中の生活費の負担軽減のため、高等職業訓練促進費を支給します。

● 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

母子・父子・寡婦世帯の生活の安定のために、山梨県では事業開始資金・修学資金など12種類の資金を低金利または無利子で貸し付けています。市では償還金を納付期間内に償還した人に利子補給を行っています。

▲ 問い合わせ先

富士・東部保険福祉事務所 福祉課 24-9047

富士吉田市役所 こども家庭センター 22-5155(直通)

● ひとり親家庭等食糧支援事業

富士吉田市に住所がある児童扶養手当および就学援助受給世帯を対象に、生活困窮等の理由により、給食のない長期休暇中に子どもへの昼食の提供が十分でない家庭に対し、一定の食糧支援を行っています。対象世帯には、市や学校を通じ通知します。利用を希望する場合は、申請が必要です。

● ひとり親家庭レクリエーション事業

ひとり親家庭を対象に、近県への日帰りバス旅行を通じ、親子の時間を有意義に過ごすとともに、他の親子との交流の時間を作れるよう、年1回実施しています。

詳細は、社協だよりやホームページでお知らせします。

▲ 問い合わせ先

社会福祉協議会 23-8105

急病の時の受診先

●小児初期救急医療センター

小児科医による富士・東部地域の小児救急医療の拠点です。休日や夜間にお子さんが発熱したり、体に異変が起きたりしたときの受診先です。「小児初期救急医療センター」で診療を行い、入院・検査が必要なお子さんは、富士・東部地域の3つの病院(富士吉田市立病院、山梨赤十字病院、都留市立病院)が交替で対応します。

<場所>

富士吉田市緑ヶ丘2丁目7-21
(富士北麓総合医療センター 2階)

<連絡先>

TEL:0555-24-9977
FAX 0555-24-4437

<対象年齢>

15歳(中学3年生)まで

受付時間	診察時間
平 日	
午後7時30分～午後11時30分	午後8時～深夜0時
土 曜 日	
午後2時30分～午後11時30分	午後3時～深夜0時
休 日 (日曜、祝日、年末年始(12/29～1/3))	
午前8時30分～午後11時30分	午前9時～深夜0時

<留意事項>

○予約の必要はありませんが、あらかじめ電話で受診の状況などを確認してから出かけるようにしましょう。受診する前に、必ず電話で受診が可能か否かをご確認ください。

○頭部打撲、やけど、ケガ、骨折等の外科的疾患については対応できません。異物などの飲み込みについても対応できない場合がありますので、あらかじめ電話でご確認ください。

○受付時間終了後から翌朝7時までの初期救急患者の診察は、甲府市内の小児初期救急医療センターで対応します。

場所: 甲府市医療福祉会館内(甲府市幸町14-6) 連絡先: 055-226-3399

<持ち物>

◎保険証・子育て応援医療費助成金受給資格者証(ピンク色)・ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証(水色)・母子健康手帳・お薬手帳(内服中の薬の内容がわかるもの)

その他: マスク、オムツ、着替え、ビニール袋

●富士・東部口腔保健センター

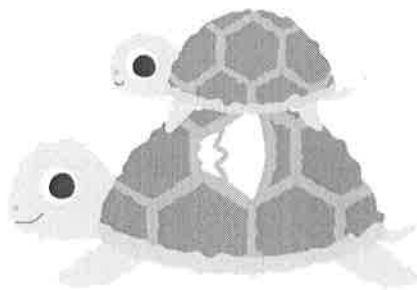
休日などに急に歯が痛くなった時に受診できる拠点施設となります。急な歯の痛み、外傷などに対応して応急処置を行います。まずはお電話ください。

<診療日> 日曜・祝日、年末年始(12/29～1/3)

<診察時間> 午前10時～午後7時

<場所> 都留市立病院敷地内 (都留市つる五丁目1番55号)

<連絡先> TEL:0554-56-8899 ハワキュウキュウ(歯は救急)



富士吉田市役所 こども家庭センター

富士吉田市下吉田 7-29-19

(子育て支援センター1階)

TEL 22-1632 内線 641・863